

防衛医科大学校病院事務部長 殿

人事教育局衛生官

令和元年度医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査の結果に対する  
見解等について（通知）

標記について、関東信越厚生局長から防衛医科大学校病院長に対して、文書（関厚  
発1216第57号等）により検討を要する事項及び留意事項が示されている。当該  
事項に防衛省人事教育局衛生官（以下「衛生官」という。）に及ぶ内容が含まれている  
ことから、下記のとおり見解等を示すので、よろしく取り計らわれない。

## 記

### 1 業務の監督に係る体制について

防衛省組織令第39条の規定により、衛生官は、防衛医科大学校に係る事務を広  
範多岐にわたり所掌しており、かかる事務に特定機能病院の管理者（防衛医科大学  
校病院長）が行う業務の管理・監督も含まれていることから、医療法施行規則第1  
5条の4第3号に規定する体制は整備されているものと認識している。

なお、衛生官が行う具体的な活動や取組は、以下のとおり。

- ① 防衛医科大学校が行う「防衛医科大学校の業務計画に関する達」に基づく年  
度業務計画の作成、実施及び報告等を通じて、適宜、業務改善及び効率化のた  
めの助言、提言、評価及び情報の提供を行うなど、防衛医科大学校（病院）の健  
全な運営等を確保するための監督の実施
- ② 防衛省・自衛隊における衛生機能の強化について総合的な施策の検討及び実  
施を図るため、防衛省に設置された「衛生機能の強化に関する検討委員会」の  
枠組みにおいて、防衛医科大学校病院の運営改善をはじめとする防衛医科大学  
校全般に係る各種業務について検討を行うなど、実効性のある体制を確保
- ③ 防衛省において定期的に行われる意見交換会（防衛省・自衛隊の衛生部門の  
主要幹部を参集）等の機会を通じて、防衛医科大学校病院の管理運営状況等  
について意見を交わし、防衛医科大学校（病院）の意向等を聴取・確認するこ  
とのできる態勢を確保

### 2 管理者の資質及び能力に関する基準について

防衛医科大学校病院の管理者（病院長）に求められる資質及び能力に関する基準に  
ついては、大臣官房衛生監通知（防人衛4392号。令和3年3月23日）による。

なお、本基準を貴校のホームページに掲載する等により公表されたい。

写送付先：防衛医科大学校事務局総務部総務課長

関連文書：1 関厚発1216第57号（令和元年12月16日）

2 関東信越厚生局医療課医療安全・臨床研究推進指導官發文書（令和元  
年12月16日）